

■貸出利用規約

[2009年4月20日改定]

(1) 利用の申込

画像を利用するためには、＜写真画像貸出利用申込書＞に、利用者、利用目的、利用回数、利用期間、利用方法等の明細をご記入の上、ご提出ください。申込内容に対して見積書を発行しますので、ご確認の上、ご署名いただき、当社へお戻しく下さい。見積金額のご了承をいただいたことを確認の上、画像の貸出をいたします。

(2) 利用許諾の範囲

画像の利用許諾は、原則として日本国内における非独占的な利用権とし、＜貸出票＞に記載された利用者、利用目的、利用回数、利用期間、利用方法等に限定します。

利用期間については、利用許諾後1年間を限度とします。1年経過後も継続利用をされる場合は、再申請が必要です。継続延長もしくは制作部数増加等の利用条件の変更がある場合は、必ずご連絡をしてください。

(3) 画像の貸出期間

画像の貸出期間については、原則として画像の提供後3か月以内とします。

なお、候補として検討する場合等、利用が確定しない場合については、あらかじめその旨をお申し入ください。

(4) 作品の部分利用やトリミング

作品のイメージを傷つける利用はできません。

作品の部分利用やトリミングを予定している場合は、事前に利用態様を確認した上で許諾することとします。この場合、「部分」と明示し、原則として全体図を添付掲載するようにしてください。

(5) 権利処理

著作権保護期間中の作家の作品画像を利用する場合、別途権利者の利用許諾を受ける必要があります。

また、当社は画像の被写体に関する著作権、肖像権、商標権、その他の諸権利を保有していないことをご了承ください。

(6) 利用制限

公序良俗に反する目的、その他違法な目的には利用できません。また、作品所蔵先により特別な利用制限が設けられている場合がありますので、利用目的等によっては利用できない場合がありますことをご了承ください。

(7) 画像の確認

貸出した画像の内容と＜貸出票 / 貸出利用規約＞の内容を確認された上で、＜貸出票 / 貸出利用規約＞の署名欄にご署名いただき、当社へお戻しく下さい。

画像の内容については事前に点検、確認しておりますが、万一、画像の内容がお申込みいただいたものと違う場合や、画像に破損等の不備があった場合には、貸出後1週間以内に当社にお申し出ください。当該期間内にお申し出がない場合は、画像の内容がお申込み内容に相違なく、不備もなかったものとします。その後、画像に関して何らかの問題が生じた場合には、お客様の責任において解決してください。

(8) 必要な表示

利用目的物には、必ず作家名、作品名、所蔵先名、および所定のクレジットを記載するとともに、許可なく複製することを禁止する旨を明示してください。

(9) 画像の説明等

キャプションや画像の説明等については、十分に確認の上、記載してください。万一、キャプションや画像の説明等に係る問題が生じた場合には、お客様の責任において解決してください。

(10) 見本のご提出

画像を利用した場合、印刷物等の複製物の見本、または利用実態がわかるものを2部ご提出ください。

(11) 利用報告

画像を利用した商品等を継続的に製造もしくは制作する場合は、毎月第5営業日までに、前月の実績をご報告ください。

(12) 貸出媒体等のご返却

貸出したCD-R等のデジタル媒体、ポジフィルム、モノクロプリント等は、ご利用後、速やかにご返却ください。送料は、お客様においてご負担ください。また、保管されている画像データ、中間生成物等については厳重に管理し、ご利用後、速やかに消去、または廃棄してください。

(13) 目的外利用の禁止

＜貸出票 / 貸出利用規約＞に記載する利用目的等の範囲を超えて利用した場合、または本規約に違反し、または違反するおそれがある場合には、利用許諾を取消し、利用を差し止めます。これにより損害が生じた場合には、生じた損害を、お客様に賠償していただきます。

(14) 関連法規の遵守

利用にあたっては著作権法等関連法規を遵守しなければなりません。

(15) 貸出媒体等の紛失

貸出したCD-R等のデジタル媒体、ポジフィルム、モノクロプリント等を損傷あるいは紛失した場合、1画像ごとに補償料52,500円（税込）を申し受けます。

(16) 支払い条件

画像利用料およびデータコピー料、デュープ料、モノクロプリント料、海外取寄送料、送料等のお支払いについては、当社発行の請求書に基づき、請求日より30日以内に、当社指定の銀行口座へお振込みください。振込手数料については、お客様にてご負担願います。

なお、期限内にお支払いいただけなかった場合、以後の申込みはお客様からの入金確認後に画像を提供いたします。

(17) 特約事項

ポストン美術館所蔵作品画像のご利用にあたっては、事前に校正刷りを同美術館に送付し、その許諾を得る必要があります。校正刷りは1通を当社にご送付ください。その他、作品所蔵先により特約事項がありますので、申込みの際にご通知いたします。ご了承ください。